

## 新型コロナウイルス感染症に関する条例の特徴と課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと）

新型コロナウイルス感染症が日本において最初に確認（2020年1月15日）されて以来、自治体は感染症法や新型インフルエンザ特措法（以降、特措法）等に基づいて対応してきた。一方、名古屋市は特措法改正より早い3月10日に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例」を策定したが、以降独自に条例を制定して対応する自治体が増え、（一財）地方自治研究機構の調査によれば、2021年1月8日現在確認できるもので47条例が制定されている。地方自治研究機構は福岡県ワンヘルス推進基本条例をカウントしていないが、本稿ではこれを含め48条例を対象とする。

条例は、都道府県が13条例（うち、東京都は2条例）、市町村が35条例である。1月18日に通常国会が開会し、感染症法と特措法の改正案が上程される運びになっている。したがって、感染症法と特措法が改正されれば、おのずと条例改正の動きが出てくると考えられるが、ひとまず「東京都新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」（改正後：東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例）を除く47条例の特徴を分析し、今後の課題を考えたいと思う。

条例一覧およびその特徴等は、（一財）地方自治研究機構のHP（条例の動き、新型コロナウイルス）を参照されたい。

[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/022\\_COVID\\_19.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/022_COVID_19.htm)

### 1. 都道府県条例の特徴

自治体の責務、住民、事業所、医療機関等の責務や役割、自治体を実施する対策などについては、多くの都県が規定している。東京都、茨城県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、徳島県などである。徳島県は住民について「マスクの着用、手洗い及び手指の消毒の徹底」など具体的である。

鳥取県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例という名称に示されるように、クラスター発生対策の公表、措置勧告、当該施設の全部又は一部の使用の停止と協力金などを定めている。鳥取県は秋田県、島根県などと並んで最も感染者の少ない都道府県の1つであり、条例の効果の検証が待たれる。

感染者等に対する不当な差別等の禁止や人権擁護規定を規定した都県も多い。東京都、長野県、茨城県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、徳島県、沖縄県などである。和歌山県の条例は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例といい、誹謗中傷等対策に特化した条例である。なお愛知県は、「高齢者、障害者、妊産婦、外国人等への適切な措置」も定めている。

都道府県対策本部の設置は特措法で定められているが、東京都、長野県、岐阜県、愛知県、沖縄県は条例でその構成などを規定している。長野県は独自に対策本部を設置できる規定を設けている。また愛知県は、県独自の緊急事態宣言等を発することができる規定を設

けている。

県独自の規定としては、茨城県の「特定事業者の特定システムへの登録と公表、特定事業者に対する指導・助言・勧告・公表・立入り検査」がある。また検査等の体制の充実も定めている。千葉県の「臨時の医療施設の開設」も独自の規定である。沖縄県の「来訪者に対する協力要請」は沖縄諸島という地理的な要件によるものである。

東京都の「集客施設の事業者に対する標章の掲示等」や徳島県の「事業者版スマートライフ宣言」も独自の対策である。このような都道府県独自の対策は、その検証が必要であろう。

審議会、対策協議会の設置（東京都、岐阜県）、専門家会議の設置（岐阜県）なども、その検証が求められる。

福岡県（議員提案）の条例は、ワンヘルス（人獣共通感染症として捉え、人と動物の健康、そして環境を一体のものとして守る）の推進を目的としたものである。

なお、財政上の措置を置いた条例として、東京都、千葉県、愛知県、三重県、鳥取県、沖縄県などを上げることができる。特措法との関係など、今後の課題である。

## 2. 政令都市条例の特徴

政令都市は、名古屋市の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例」と千葉市の「新型コロナウイルス感染症対策条例」、2件があるのみである。

名古屋市の条例は「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、市民に情報提供と不要不急の外出をしないよう協力を求めることができる」とした条例である。また千葉市の条例は、市、市民、事業者の責務と感染者、医療関係者等への配慮（不当な差別的取扱い及び誹謗中傷）を定めた全5条のシンプルなものである。

## 3. 一般市および町村条例の特徴

市町村の条例では、市町村や住民（市民、町民、村民）、事業者、議会などの責務を定めた理念的な条例が多いが、加えて感染者に対する差別、偏見の防止、思いやりなどを定めた条例は下妻市、上野原市、那須塩原市、宮城県栗原市など19自治体に上る。

同様に、自治体による対策や支援を列記した条例がある。一般市では最も早かった岡山県総社市の条例は市の支援策として次の5点を上げている。

- (1) マスク及び消毒液等の物資並びに資材の給与
- (2) 市が管理する施設の利用制限
- (3) 教育委員会に対する、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校等における必要な措置の要請
- (4) 新型インフルエンザ等対策に協力する医療機関等に対する支援
- (5) その他市長が必要と認める支援

また、愛知県幸田町は感染症対策の推進として次の 7 点を列挙している。

- (1) マスク、消毒液その他の物資及び資材の提供及び貸与
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及及び啓発
- (3) 町が管理する施設における利用制限その他の感染拡大防止のための措置
- (4) 新型コロナウイルス感染症の患者（新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者を含む）及びその家族に対する支援
- (5) 町民生活の維持に係る支援
- (6) 事業者の事業の継続に係る支援
- (7) 新型コロナウイルス感染症の発生段階に応じた相談体制の整備

その他で、注目すべき事項を定めた条例に限って、以下に挙げたい。

- ・マスク着用の特化した「大和市おもいやりマスク着用条例」「宮田村マスク着用エチケット条例」（長野県宮田村）
- ・離島や観光地の来訪者への対応を定めた沖縄県石垣市、東京都小笠原村、京丹後市の条例。海岸区域に近接して住宅が密集する逗子市の「新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例」
- ・事業所における感染症対策の推進を定めたむつ市の条例

#### 4. 今後の課題

感染症法、特措法改正が最終的にどのようになるか不明であるが、課題を簡潔に以下上げておきたい。

##### ○ 都道府県、政令都市

国と都道府県、政令都市の役割の明確化  
医療関係、保健所などの体制強化  
高齢者施設等、福祉施設への支援の強化  
都道府県における市区町村との協力、連携  
公立学校等との協力、連携  
財政措置の明確化

##### ○ 一般市、町村

地域の特性に応じた対策  
総社市や幸田町のように、具体的な施策を分かりやすく列挙（特に幸田町の条例は参考になる）

##### < 追記 >

本稿は 2021 年の 1 月半ば頃に脱稿したものである。したがって、2 月 13 日に改正、施行（一部 4 月 1 日施行）された「特措法」「感染症法」を反映していない。また制定条例数も、地方自治研究機構の調査では 4 月 26 日現在、58 条例が制定されている。しかし、制定された条例の有効性の検証は現時点では困難である。今後の課題としたい。